

## 校則見直しの手順 (R4.8.5)

亀川小学校生徒指導部

昨今の報道等においては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった旨の指摘もなされています。

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、**学校には一定のきまりが必要**です。また、学校教育において、**社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要**なことであり、校則は教育的意義を有しています。

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、**児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要**です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則をやらせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要があります。また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。

**学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。**校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあるほか、学校のホームページに校則を掲載することで見直しを促す例もあります。

また、校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

(R3.6 文部科学省「校則の見直し等に関する取組事例」より引用)

上記を踏まえ、本校でも「亀っ子のくらし」「服装のきまり」等の見直しについての手順を定めます。

社会の変化に即して見直しを行っていきませんが、児童には、規則の意味について深く考えること、規範意識を高めていくことにも留意しながら進めていきます。

### ○見直しの手順

- ①児童・保護者・地域・職員から要望
- ②児童会生活委員会・生徒指導部で検討、見直し案の作成
- ③児童、保護者、職員アンケートを実施
- ④アンケート結果を基に、児童会代表委員会で校則の見直しについて協議
- ⑤協議内容を受けて、校長が決定
- ⑥生徒指導担当から児童・保護者へ周知

### ○要望について

- ・保護者・地域・職員からの要望の窓口は、校長、教頭、生徒指導担当とする。
- ・児童からの要望の窓口は各担任とし、管理職、生徒指導担当へ報告する。

### ○その他

- ・早急に見直しの必要がある場合、上の②③④の手順を踏まず、職員で協議の上、校長が決定する場合もある。
- ・本手順に関しては、令和4年度から学校ホームページに掲載し、メール配信にて周知を図る。次年度以降は年度当初に同様の方法で周知を図る。